

14 射水市と学校法人浦山学園との包括的連携に関する協定書

射水市（以下「甲」という。）と学校法人浦山学園（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域のより一層の飛躍・発展に資するため、次のとおり包括的連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、産業、教育、文化、福祉、情報通信技術、観光、国際交流、環境保全、防災対策等の様々な分野において、相互の緊密な連携と協力を推進することにより、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）産業の振興に関すること。
- （2）教育、文化、生涯学習、人材育成に関すること。
- （3）子育て支援、健康増進、高齢者・障がい者支援に関すること。
- （4）地域振興、まちづくりに関すること。
- （5）情報通信技術の利活用推進に関すること。
- （6）観光振興に関すること。
- （7）国際交流の推進に関すること。
- （8）自然及び環境の保全、防災対策に関すること。
- （9）その他連携を推進するために必要な事項

(連携の推進)

第3条 甲と乙の連携を円滑に推進するために、必要に応じて、随時又は定期的に協議を行うものとする。

(有効期限)

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の3月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による更新しない旨の意思表示がなされないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義等が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年8月19日

甲 射水市新開発410番地1

射水市長

夏野元志

乙 射水市三ヶ613番地

学校法人浦山学園理事長

浦山哲郎